

# 香川県登録飼養衛生管理者登録及び認定農場認定要領

制定：令和5年1月10日 4畜産第334955号  
一部改正：令和8年6月3日 8畜産第61287号

## (目的)

第1条 本要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者（以下単に「飼養衛生管理者」という。）であつて、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）で規定された知事が適時性及び適切性に係る基準を満たすと判断して登録する者（以下「登録飼養衛生管理者」という。）の登録及び知事が飼養衛生管理基準の遵守、豚熱予防液管理体制等に係る基準を満たすと判断して認定する農場（以下「認定農場」という。）の認定に関し、豚熱予防液接種の実施体制整備を図るため必要な事項を定める。

## (登録飼養衛生管理者の基準)

第2条 登録飼養衛生管理者として登録を受けようとする者は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 飼養衛生管理者であること。
- (2) 次条の研修会を修了すること。
- (3) 家畜防疫員及び知事認定獣医師と同等以上に適時に豚熱予防液接種を行うことができると認められること。
- (4) 豚熱予防液接種に必要な知識及び技術を習得及び維持していると認められること。
- (5) 家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うことができること。

## (研修会)

第3条 飼養衛生管理者が豚熱予防液接種を適切に実施するために必要な知識及び技術の習得及び向上のため、県は原則として、毎年1回以上研修会を開催するものとする。

2 研修会を受講する飼養衛生管理者は、知事に研修会受講申請書兼名簿登録申請書（別記様式1）を提出しなければならない。

3 研修の内容は、次に掲げる事項とする。

### (1) 知識（基礎）

#### ア 家畜の飼養衛生管理

(ア) 海外及び国内における豚熱の発生の状況・動向

(イ) 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容

(ウ) 豚熱の発生予防対策及びまん延防止対策に係る内容

- イ 豚熱予防液の基礎知識
  - (ア) 豚熱予防液の正しい使用法、豚熱予防液の性能、豚熱予防液による免疫付与関係及び予防液接種の関係法令
- (2) 知識（制度）
  - ア 飼養衛生管理者による豚熱予防液の接種に係る制度
    - (ア) 防疫指針及びその留意事項の内容
    - (イ) 作業手順書の作成等、接種に向けた体制整備に必要な事務手続
    - (ウ) 豚熱予防液接種の実績記録・報告等、接種開始後、接種に当たり実施すべき事務的な事項
    - (エ) 豚熱予防液の厳格な管理に関する注意点（適切な保管、使用した予防液の容器の返却等）
- (3) 接種技術
  - ア 豚熱予防液接種の方法
    - (ア) 豚熱予防液の接種時の具体的手技及び注意点
    - (イ) 豚熱予防液の接種事故の未然防止及び発生時の対処方法
- (4) その他県が必要と認める事項

（研修の修了及び登録）

第4条 知事は、飼養衛生管理者が前条第3項に規定する課程を修了したことを確認した場合には、修了証（別記様式2）を交付するものとする。

2 他都道府県で既に研修会を修了し、修了証の交付を受けており、一部の研修事項について十分習熟していると県が認める者等に対しては、県における一部の研修事項の受講を免除することができるものとする。

3 知事は、第1項の修了証の交付を受けた者が第2条に掲げる基準を満たすと判断した場合には、当該者を登録飼養衛生管理者として登録し、次に掲げる事項を記載した名簿（以下「登録名簿」という。）を作成するものとする。

- (1) 登録飼養衛生管理者の修了番号及び修了年月日
- (2) 登録飼養衛生管理者の住所、氏名及び生年月日
- (3) 従事する農場名及び住所
- (4) 当該県以外において登録飼養衛生管理者として豚熱予防液接種に従事する農場名及び住所
- (5) 本要領に基づく研修の最終受講日

（登録後のフォローアップ研修）

第5条 登録飼養衛生管理者の登録名簿への登録後、県は、原則として、毎年1回以上フォローアップ研修を実施するものとする。ただし、次項の研修を実施するに当たり、登録飼養衛生管理者の研修内容に対する習熟度等を勘案し、オンライン開催や資料等の提供による研修によって、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上を図ることが可能であると県が判断する場合には、この限りではない。

- 2 フォローアップ研修の内容は、第3条第3項に準じるものとする。ただし、一部の研修事項について、登録飼養衛生管理者が十分に理解及び習熟していることを県が確認した場合には、当該事項について受講を免除することができるものとする。
- 3 フォローアップ研修を受講した登録飼養衛生管理者は、受講後に香川県登録飼養衛生管理者フォローアップ研修会受講報告届（別記様式3）を、知事に届け出なければならない。
- 4 県は前項の報告届を受理した場合、登録名簿の記載事項のうち、当該者に係る第4条第3項第5号に掲げる事項を変更するものとする。

（登録名簿の記載事項の変更）

第6条 登録飼養衛生管理者の登録名簿の記載事項のうち、第4条第3項第2号から第4号に掲げる事項に変更が生じた場合、登録飼養衛生管理者は香川県登録飼養衛生管理者登録内容変更届（別記様式4）を知事に届け出なければならない。

（認定農場の申請）

第7条 認定農場の認定を受けようとする農場は、当該農場を管轄する家畜保健衛生所を通じて、知事に認定農場認定申請書（別記様式5）を提出しなければならない。

（認定農場の認定基準）

第8条 知事は、次に掲げる基準を満たすと判断した農場を認定農場として認定することができる。この場合において、知事は、当該農場に対しその旨を通知するものとする。

- (1) 飼養衛生管理基準を遵守している農場であり、かつ、家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うこと。
- (2) 豚熱予防液の適時適切な接種及び次号の作業手順書を作成し、防疫指針において認定農場及び登録飼養衛生管理者が満たすべき基準等を遵守する体制となっていると認められること。
- (3) 認定を受けようとする農場は、次に掲げる事項について記載した作業手順書を作成し、農場に備え付け、登録飼養衛生管理者は、当該作業手順書に従って作業すること。
  - ア 登録飼養衛生管理者の研修への参加に関すること。
  - イ 豚熱予防液接種計画の作成及び提出の手続に関すること。
  - ウ 豚熱予防液の保管及び使用に係る手順の詳細に関すること。
  - エ 豚熱予防液接種豚台帳の作成、記録及び接種実績の報告の手続に関すること。
  - オ 豚熱予防液の使用数量等の管理に係る手順の詳細及び手続に関すること。

## カ その他必要な事項

### (豚熱予防液使用許可の基準)

第9条 家畜保健衛生所長（以下「所長」という。）は、動物用生物学的製剤使用許可申請書（家畜伝染病予防法施行細則（昭和52年香川県規則第28号）第11号様式）を受理した場合は、当該申請書の記載事項の審査を行い、次に掲げる基準を満たすと判断した場合、法第50条に基づく豚熱予防液使用を許可することができる。

- (1) 認定農場において接種を行う者（家畜防疫員及び知事認定獣医師を除く。）が、登録飼養衛生管理者に限られていること。
- (2) 登録飼養衛生管理者が次に掲げる事項を遵守していること。
  - ア 家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示に従い、接種を実施すること。
  - イ 作業手順書に従うこと。
  - ウ 申請に係る接種対象農場以外への接種を行わないこと。
  - エ 豚熱予防液の譲渡又は引渡しを行わないこと。
  - オ 豚熱予防液接種票で指示された豚熱予防液接種の実施期間を遵守すること。
  - カ 豚熱予防液接種後に豚熱予防液接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を移動する場合には、法第7条の規定の例により標識を付すこと。
- (3) 豚熱予防液等の管理を適切に実施すること。
- (4) 豚熱予防液接種の実施状況について、豚熱予防液接種実績報告（別記様式6）を当該地域を管轄する家畜保健衛生所に対して毎月報告すること。

### (年間接種計画の報告)

第10条 所長は、法第52条に基づき、認定農場に所属する登録飼養衛生管理者に年間接種計画書（別記様式7）を報告するように求めるものとする。

### (豚熱予防液の亡失等)

第11条 豚熱予防液の受渡後に生じた豚熱予防液の亡失、毀損等の損失等があった際、認定農場又は登録飼養衛生管理者の瑕疵が明らかな場合、県は損害を認定農場又は登録飼養衛生管理者に請求することができる。

### (豚熱予防液等の処分)

第12条 登録飼養衛生管理者は、使用した豚熱予防液の容器を、消毒を実施した上で農場を管轄する家畜保健衛生所に返却しなければならない。ただし、やむを得ない事情で県に豚熱予防液等を返却できない場合、認定農場が適切に豚熱予防液等を処分できることが明らかであれば、管轄の家畜保健衛生所と相談の上、処分方法を決めなければならない。

(登録又は認定の辞退)

第13条 第4条に規定する登録飼養衛生管理者の登録又は第8条に規定する認定農場の認定を辞退しようとするときは、当該者、豚等の所有者又は当該農場が知事に辞退届(別記様式8)を提出するものとする。

2 登録飼養衛生管理者は、前項の辞退書の提出と併せて、速やかに第4条第1項の修了証を交付元の県に返納するものとし、この場合において、当該修了証は、届出があった日に、その効力を失う。

(登録又は認定の取消し)

第14条 知事は、第4条に規定する登録飼養衛生管理者又は第8条に規定する認定農場が次の各号のいずれかに該当する場合に、登録又は認定を取り消すことができる。なお、法第50条又は関係法令に違反するものであり、要件違反が軽微である場合には、当該農場に要件を遵守するよう指導する。当該農場が当該指導に従わない場合には、当該登録又は認定を取り消し、1年間は再度の登録又は認定を行わないこととする。

(1) 第2条、第5条第1項及び第8条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 法第50条に基づく豚熱予防液の使用許可の基準を満たさなくなったとき。

(3) その他、登録飼養衛生管理者が従事する農場において、豚熱予防液接種実績及び使用数量等の記録及び報告がなされない、豚熱予防液の適切な管理が実施されない等、豚熱予防液を適時適切に接種かつ厳格に管理する上で、適切でない事由が発生したとき。

(4) 関係法令に違反するもの等、登録を取り消すべきであると県が判断したとき。

2 登録が取り消された当該登録飼養衛生管理者が他の都道府県において登録されている場合は、当該都道府県に報告するものとする。

3 第1項の規定により取り消された当該登録飼養衛生管理者は、速やかに第4条第1項の修了証を交付元の県に返納するものとし、この場合において、当該修了証は、知事が登録を取り消した日に、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和5年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月3日から施行する。

(別記様式1)

研修会受講申請書兼名簿登録申請書

年 月 日

香川県知事 ○○ ○○ 殿

住所

氏名

香川県登録飼養衛生管理者登録及び認定農場認定要領第3条第2項に基づき、  
下記のとおり申請します。

記

- 1 飼養衛生管理者の住所
- 2 飼養衛生管理者の<sup>ふりがな</sup>氏名
- 3 申請者の生年月日
- 4 従事する県内の農場名及び住所
- 5 従事する県外の農場名及び住所
- 6 参考事項

(別記様式2)

修了証		
○○ ○○ ( 年 月 日生)		
上記の者を豚熱予防液の適時適切な接種及び 厳格な管理に関する研修会の修了者と認める		
修了番号	第	号
修了日	年 月	日
香川県知事		印

縦64mm、横95mm

(別記様式3)

香川県登録飼養衛生管理者フォローアップ研修会受講報告届

年 月 日

香川県知事 ○○ ○○ 殿

住 所

氏 名

香川県登録飼養衛生管理者登録および認定農場認定要領第5条第3項に基づき、  
下記のとおり届け出ます。

記

1 受講年月日

2 受講方法・受講研修名

3 備考

(別記様式4)

香川県登録飼養衛生管理者登録内容変更届

年 月 日

香川県知事 ○○ ○○ 殿

住 所

氏 名

香川県登録飼養衛生管理者登録及び認定農場認定要領第6条に基づき、登録名簿の内容の変更を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 修了番号及び修了日
- 2 変更した事項
- 3 変更年月日
- 4 変更理由
- 5 参考事項

認定農場認定申請書

年 月 日

香川県知事 ○○ ○○ 殿

住 所

氏 名

香川県登録飼養衛生管理者登録及び認定農場認定要領第7条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 農場名

2 農場の住所

3 確認事項

- 飼養衛生管理基準を遵守又は遵守するための措置を講じます。
- 家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携を緊密にとり、その指示及び指導に従います。
- 作業手順書を作成し、農場に備え付けます。
- 作業手順書に従い、登録飼養衛生管理者に作業させます。
- 豚熱予防液の管理・使用記録を確実に行います。

4 添付書類

- ・ 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況
- ・ 作業手順書の写し

豚熱予防液接種実績報告（農家ごと、1か月ごとに記載）

認定農場 名称：

接種年月	農場の名称	登録飼養衛生管理者	豚熱予防液の使用実績（本数）												使用計画（本数）				豚熱予防液接種の詳細				
			所有数（前月繰越）		納入数		払出数		接種数		家保への返却数		残数		翌月（必要数）		翌々月（必要数）		接種戸数	接種頭数内訳（頭数）			
			20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ		繁殖雌豚	種雄豚	肥育豚	その他
○年1月	□□養豚場	○○ ○○																	1				
○年2月	□□養豚場	○○ ○○																	1				
○年3月	□□養豚場	○○ ○○																	1				
○年4月	□□養豚場	○○ ○○																	1				
○年5月	□□養豚場	○○ ○○																	1				
○年6月	□□養豚場	○○ ○○																	1				
																			1				
																			1				
																			1				
																			1				

(別記様式7)

年間接種計画書

年 月 日

香川県〇部家畜保健衛生所長 殿

住 所

氏 名

このことについて、以下のとおり豚熱予防液を接種するため計画書を提出します。

1 計画期間： 月 日～ 月 日

2 接種農場名：

3 農場所在地（市町名）：

4 接種計画

No	接種予定月	豚熱予防液 必要本数		接種頭数内訳（頭）				
		20ドーズ	50ドーズ	繁殖雌豚	種雄豚	肥育豚	その他	合計頭数
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
合計								

(別記様式8)

辞退届

年 月 日

香川県知事 ○○ ○○ 殿

農場名

住 所

氏 名

香川県登録飼養衛生管理者登録及び認定農場認定要領第13条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 辞退する内容

2 辞退の理由

3 概要